

平成18年度事業計画

1. はじめに

わが国では、国民のさまざまな生活分野において、法化社会の確立に向けた取り組みが続けられている。数年来の司法制度改革も実践の段階に入り、本年4月には、日本司法支援センターが設立され、情報提供業務や民事法律扶助業務等のサービスが開始されることになった。司法書士は、総合法律支援法に基づき、弁護士、弁護士会、隣接法律専門職者及び自治体等とともに日本司法支援センターと連携し、国民に対する法律相談や法律扶助などの法的サービスを提供することが要請されている。そして、その対応策の一環として、全国的に司法書士総合相談センターを設置し、相談者に対する執務を開始することになった。新年度においては、新たに認定された司法書士も加えて従来の相談事業などとともに、この司法支援センターからの法的需要に的確に対応することが司法書士に対する国民の期待に沿うことになる。

次に、平成17年3月施行の不動産登記法のもとにおいて、司法書士は、不動産登記の専門家として、市民の信頼を更に深めていく努力をしなければならない。

また、平成17年6月に成立した新会社法のもとにおいても、司法書士は、今後、登記に関する手続はもとより企業法務に関する専門家として、各種企業のニーズに的確に対応していくことが必要である。

2. 現状と展望

平成17年3月に施行された不動産登記法は、登記のオンライン申請の導入に伴い新たな諸制度が創設された。この改正法により「登記識別情報の提供」、「事前通知」、「資格者代理人による本人確認情報の提供」及び「登記原因証明情報の必要的提供」制度等々が不動産登記制度の中核として位置づけられ、司法書士の責任は法制度上において明確となった。特に、資格者代理人による本人確認情報の提供については、新法施行後、まもなくして本人確認に関する虚偽情報の提供が行われた事案が発生している。このような事案が再発することになれば、登記制度の信頼を失う恐れがある。登記制度の担い手として、登記制度の信頼性を確保するため司法書士に対する厳しい執務姿勢が求められている。このようなことから、本年度においては、司法書士の専門職能としての認識を喚起し、司法書士の倫理研修を実践することが必要である。

また、新会社法が本年5月1日から施行され、株式会社制度と有限会社制度の統合、最低資本金制度の見直し、組織再編行為の規制の見直し、株式・社債制度等の見直し、取締役の責任に関する規定の見直し等々、最近の社会情勢の変化に対応する大きな改正となった。そこで、本年度は委員会、研修会などにより積極的な対応をしていく必要がある。また、高度情報社会に対応する登記オンライン申請を実現するための会員事務所の環境整備の方策を図ることが求められている。

次に、簡裁訴訟代理等関係業務については、従来の書面作成を中心とする裁判事務とはその性格が異なり、その執務姿勢は、新たな執務倫理規範に基づくことが要請されている。そのため、この簡裁訴訟代理等関係業務に関する専門家としての倫理、知識、技術等の向上を図る高度な継続的研修を実施していくことが必要である。

また、少子高齢社会の進行とともに成年後見制度の重要性が増している。この制度の社会的有用性を高めるために、社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と提携し、成年後見制

度の支援活動を充実させ、より多くの会員が成年後見業務を遂行しうるよう努めなければならない。

更に、市民からの司法書士に対する苦情申立等については、速やかに対処し、紛議調停制度の充実を図り、情報公開を促進して信頼される会務を遂行しなければならない。

また、綱紀委員会を充実して適切な判断により会員指導を行うとともに、個人情報保護法のもとに会員情報の保護を図り、司法書士の職務について市民の信頼を得るよう努めなければならない。

また、本会の相談活動については、平成17年11月に司法書士総合相談センターを設置したところであり、無料相談を基本とし、司法過疎対策を含めた法律相談活動のより一層の充実を図り、日本司法支援センターの連携先としてもその受皿の役割を実現することとする。

本会は、全国的に展開する司法書士総合相談センターの中心的存在として活動し、市民への法的サービスの充実と司法書士制度の広報を図らなければならない。

また、司法書士調停センターについては、平成16年12月に公布されたADR基本法に基づき、平成18年3月にこれを設置したところであり、その調停センターの運営について、本会は、モデル会としての役割を期待されており、本年度においてその成果を実現することが求められている。

3. 基本姿勢

本会は、司法書士の法律家としての専門性をより確立し、司法書士制度の確立を目指すための諸政策を、次のような基本姿勢をもって推進する。

市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。

高度情報社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務のあり方を検討し、市民の権利擁護に資することを目的とした職務の整備・改善を推進する。

簡易裁判所、家庭裁判所における代理権行使を念頭に置いた新たな「司法書士倫理」規範の周知を図り、司法書士職能のより高度な専門性を確立する。

高度な職業倫理の構築と、資質のより一層の向上を図るため、研修事業及び執務指導を実施し、品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

4. 事業方針

本年度は、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実・改善を図りながら事業を遂行する。

特に、改正不動産登記法、新会社法等に対応するとともに、以下の事業に重点を置く。

法改正対策

改正不動産登記法の施行、新会社法の制定に伴う業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。

また、改正司法書士法の附帯決議の実現に向けて、司法書士法の改正への対応を図る。

司法・司法書士制度対策

平成15年に制定された「司法書士倫理」規範の更なる周知を図り、倫理規範の修得を中心とする年次研修を実施し、会員の執務指導を行う。

昨年設置した「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談の充実を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、民事法律扶助事業及び司法支援センター事業への積極的な対応を図る。

新たに開設した「東京司法書士会調停センター」の充実を図り、司法書士による裁判外紛争

解決手続を実施する。

司法制度改革中での司法書士の位置付け・存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題についての対応を図る。

組織改善対策

司法制度改革・規制改革の動きの中で、司法書士制度の発展に資する会の組織・機構や、事業のあり方を検証する。

成年後見制度への対応

社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度に対する積極的な対応を図る。

以上の観点から計画した本年度の事業の詳細は、次に掲げるとおりである。